

宣伝講習販売並びに、イベント販売 代表者各位



健康関連取引適正事業団
理事長 赤堀 真二

顧客に対する法定書面の法的根拠について

員外事業者の中では、宣伝講習販売又は、イベント販売の顧客に対し、法定書面（領収証、お申込売買契約書）の交付を今更、議論しているようですが、当事業団の趣旨は下記の通りにて、通常の顧客に対しては、特定商取引法・第4条～第10条が適用しますので、当事業団の指導・教育を周知徹底して下さい。

・・・・・・議論は無用にて、法的な根拠に基づいた対応

また、当事業団が特商法上、適正に監修した法定書面を使用し、記入漏れの無い完全な法定書面を消費者に交付しなければ、書面不備（無期限クーリング・オフ）となります。

記

1. 「無店舗販売業者が過去1年間に2回以上、自宅を訪問して取引した実績のある消費者に対して、その住居を訪問して取引をした場合」というであるため、無店舗販売に類する店舗（会場）については、固定客取引と解釈しない。・・・・・・特定商取引法・施行令第8条-3
2. 過去の取引が、過量販売、多重販売（契約）と評価された場合は、固定客取引と解釈しない。
言い換えれば、当事業団では自主行動基準で過量販売、多重販売（契約）規制を行っているが、消費者一人一人で、過量販売の量的な定義は異なるため、特商法上の固定客取引と解釈せず。
3. 過去にクーリング・オフが履行（申し出）されたり、紛争となった消費者については、固定客取引とは解釈されない。
4. 上項1～3の他、全ての消費者を対象にすると、問題行為の残る取引は、固定客取引とは言えない。

- 特定商取引法・第4条～第10条＝ 第4条・第5条（書面の交付義務）、第6条（禁止行為、合理的な根拠を示す書類の提出等）、第7条・第8条（行政処分等）、第9条（クーリング・オフ、過量販売の取消権等）、第10条（損害賠償等の額の制限）を指す。
- 固定客取引＝ 取引実績